

### ○ 早朝時間帯の事故の防止

事業者は、走行計画の作成に当たっては、早朝時間帯に交通事故による死亡災害が多発していることを踏まえて、早朝時間帯の走行を可能な限り避けるようにすること。

早朝時間帯の走行となる場合には、十分な休憩時間・仮眠時間を確保するなど交通労働災害防止のために必要な措置を講じるように努めること。

### ○ 荷役作業を運転者に行わせる場合の措置

事業者は、事前に荷役作業の有無や運搬物の重量等を確認すること。荷役作業を運転者に行わせる場合には、運転者の疲労に配慮した十分な休憩時間を確保すること。

荷役作業による運転者の身体負荷を減少させるため、適切な荷役用具・設備の車両への備付けや荷役機械の使用に努めること。

## ■ 交通労働災害防止のための教育の実施

### ○ 交通労働災害防止の基礎知識等に関する教育

事業者は、雇入時教育や作業内容変更時教育では、次の事項を含む教育を行うこと。

① 運転者が遵守すべき事項(交通法規、運転時の注意事項、走行前点検の励行等)

② 労働災害防止の基礎知識に関する事項(「改善基準告示」等の遵守、運転日前日の十分な睡眠時間の確保、飲酒による運転への影響、睡眠時無呼吸症候群等の適切な治療、体調の維持等の必要性等)

### ○ 個別運転記録等を活用した教育

事業者は、日常の教育では、デジタルタコグラフ、ドライブレコーダー等の個別運転記録等から判明した運転者それぞれについての安全走行に必要とされる事項も含めて、交通労働災害防止に関する知識を付与すること。

### ○ 交通危険予知訓練の継続的な実施

## ■ 交通労働災害防止に関する意識の高揚等

## ■ 健康管理

### ○ 健康診断の実施、その結果に基づく措置

事業者は、運転者に対し、法令に従い健康診断を確実に実施するとともに、その結果に基づき、健康状況を総合的に把握したうえで、保健指導等を行うこと。

健康診断等で所見が認められた運転者に対しては、適切な就業上の措置を講じること。

### ○ 医師による面接指導等の実施等

事業者は、長時間にわたる時間外・休日労働を行った運転者について、医師による面接指導等を行うとともに、必要があると認められる場合には、労働時間の短縮等の適切な措置を講じること。

### ○ 運転時の疲労回復

事業者は、運転者に対して、走行経路の途中で、適宜、肩・腰・腕・腰部のストレッチングや体操を行うなどにより運転時の疲労回復に努めるよう、指導すること。

## ■ 荷主・元請事業者による配慮等

荷主及び運送業の元請の事業者は、次のように、交通労働災害防止を考慮した適切・安全な運行の確保のため必要な事項について、運送業者と協働した取組みを行うよう努めること。

◆ 荷主・元請事業者は、その都合により急な貨物の増量を行う場合には、適正な走行計画が確保され、過積載運行にならないよう、運送事業者に協力すること。

◆ 到着時間の遅延が見込まれる場合には、荷主・元請事業者は、安全運行が確保されるよう到着時間の再設定、ルート変更等を行うこと。また、到着時間が遅延した結果として、運送事業者に対して、不当に不利益な取扱いを行わないようにすること。

◆ 荷主・元請事業者は、運送事業者に対して、「改善基準告示」等に違反し安全な走行が確保できない可能性が高い発注を行わないこと。無理な運行となるおそれがある場合には、到着時間の見直し等を行うなど協力して安全運行を確保すること。

◆ 荷主・元請事業者は、荷積み・荷卸し作業の遅延により予定時間に出発できない場合には、到着時間の再設定を行うなど適正な走行計画を確保するための措置を講ずること。